

令和3年1月5日

檀原市教育委員会

## 「檀原市立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(Ver.4)」

### 主な変更点

#### ◎「密閉」回避（換気の徹底）内容を追加

・授業中は2方向（教室の対面や対角）の窓を 10 cmから 20 cm程度を開けての常時換気をする。（小窓や、欄間の窓を開ける、下の窓を開ける、換気扇の使用などの工夫が考えられる。）

#### ◎フェイスシールド・マウスシールドの活用について参考情報として追記

（参考）フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要がある。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことから、マスクなしでフェイスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策を考えられるが、この場合には、身体的距離を取りながら行う。

#### ◎Ⅱ 園児児童生徒の出席停止・臨時休業・教職員の休暇の考え方に内容を追加

##### 2 学校（園）において感染者等が発生した場合の対応について

###### （1）園児児童生徒や教職員の感染者が発生した場合。

###### ①学校（園）への連絡

園児児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から、保健所に届け出がなされる。学校（園）には、通常、本人や保護者から、感染が判明した旨の連絡がされる。

休日は本人の感染、濃厚接触の場合のみ、檀原市役所 Tel 0744-22-4001 に連絡してもらう。

###### ②感染者や濃厚接触者の出席停止

###### ③校舎の消毒

※詳細はマニュアル参照

## ◎臨時休業についての考え方を再整理

### (臨時休業についての考え方)

檜原市教育委員会は、学校園からの出席停止の報告を基に、保健所や学校医と相談の上、次により臨時休業（要否や範囲）を決定する。

#### (1) 臨時休業措置の判断

感染者の学校（園）内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、保健所や学校医と相談の上、臨時休業の要否や範囲を判断する。学校（園）内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合には臨時休業を行う必要性が高まる。学校（園）内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位または学校全体の臨時休業となる。

- ・一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられる。
- ・この場合、学校の教育活動を継続し、「Ⅲ 教育活動におけるの留意事項」を参考にしつつ、状況に応じて活動の見直しや制限などを行う。

#### (3) 園児児童生徒（本人）が濃厚接触者に特定された場合等の臨時休業措置基準

- ・濃厚接触者発生の状況や、感染経路等の状況により、保健所や学校（園）医と相談の上、学級の臨時休業（学級閉鎖）を行う可能性もある。

#### (4) 臨時休業の範囲・期間

- ・保健所や学校（園）医と相談の上、判断する。
- ・現在は、感染者が発生した後、1～3日の臨時休業を実施してから、学校を再開する例が一般的である。一方、臨時休業を全く行わない事例もある。
- ・園の場合は、学校に準じた形での対応となるが、学校生活と園生活の態様の違いが大きいので、休業措置の日数が長くなることが考えられる。

## ◎園児児童生徒、または教職員の感染が判明した場合のフローを更新